

令和4年度埼玉県介護支援専門員実務研修実習の取扱いについて

令和5年3月7日
社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
研修開発部ケアマネジャー業務課

1 主旨

実務研修における実習は、ケアマネジメントの実際を体験を通して学び、実務研修終了後の円滑な業務の実践に結びつける重要な科目である。

については、実際の体験学習を原則としつつ、新型コロナウイルス感染症の状況が不透明な中での実習の取扱いについて、以下の通りとする。

2 同行・見学実習

実習受入れ協力事業所での実習を原則とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により当初計画での実施が困難な場合、次の対応とする。

- (1) 実習期間の終了時期を令和5年5月28日(日)まで延長を認める。

3 模擬ケアプラン作成実習

実習協力者を選定し実習を行うことを原則とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により当初計画での実施が困難な場合、上記「2 同行・見学実習」と同様の対応とする。

4 実習時期の変更手続き等

実習時期を変更する場合、受講生は予め指定フォームから本会まで申出をすることとする。

また、実習時期を変更した受講生は、第7日の事前課題として次の個人課題を行うこととする。

- (1) 「県社C」は前期研修を振り返り、各ケアマネジメント場面のポイントや学んだ事柄、自身の課題などを記入する。
- (2) 「県社D」は、実習の目標を記載し、後期研修に向けての目標を記入する。
- (3) 模擬ケアプランは、本会が提示する事例を使って作成する。

- 指定フォーム URL : <https://ws.formzu.net/dist/S25379121/>
(右のQRコードからもアクセスできます)



5 実習時期を変更した場合の研修修了証の交付について

実習の終了をもって実務研修修了証を交付する。

- (1) 令和5年5月28日(日)までに実習を終了し、演習第13日受講前日までに実習に係る書類を本会で受領した者については、修了証を交付する。

○令和4年度埼玉県介護支援専門員実務研修実習 チャート

